

29 国際第 1115 号

関税割当公表第 66 号

平成30年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割
当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けるもの及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成30年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成30年3月9日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用 途

- (1) 単体飼料用（丸粒）
- (2) エチルアルコール及び蒸留酒用
- (3) コーンフレーク用
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用
- (5) その他用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

(1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからカまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 平成30年4月2日（月）から同年4月10日（火）まで

イ 平成30年6月1日（金）から同年6月5日（火）まで

ウ 平成30年8月1日（水）から同年8月3日（金）まで

エ 平成30年10月1日（月）から同年10月3日（水）まで

オ 平成30年12月3日（月）から同年12月5日（水）まで

カ 平成31年2月1日（金）から同年2月5日（火）まで

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給するエチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から7日以内（なお、本公表に係る割

当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。）。

(3) コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからエまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割

当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 平成30年4月2日（月）から同年4月10日（火）まで

イ 平成30年7月17日（火）から同年7月19日（木）まで

ウ 平成30年10月1日（月）から同年10月10日（水）まで

エ 平成31年1月21日（月）から同年1月23日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

1 単体飼料用（丸粒）については、次のいずれかに該当し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当であると認める者

(1) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として自ら使用する畜産経営者（当該とうもろこし（単体飼料用（丸粒））を複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合にあっては、当該施設がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料用に供する場所として適当であることについて税関長の確認を受けている者に限る。以下同じ。）

(2) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として畜産経営者に直接販売する者（畜産経営者が直接又は委託により引取りを行う場合に限る。）

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

3 コーンフレーク用については、関税割当申請書を提出する日においてコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの穀粒を使用するコーンフレーク製造業者

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日においてコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーの製造設備を有する者

(2) どうもろこしを使用して、コーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することのない者

5 その他用については、次に掲げる者（輸入商社を除く。）

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないどうもろこしを輸入し、家禽以外の鳥類の飼料用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体であって、生産局長が適当と認める者

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、どうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたどうもろこしを菓子の原料として使用することが確実に認められる者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類等

1 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

(1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてア、キ又はクの書類の内容に変更のないものは、ア、キ又はクの書類の添付を必要としない。

ア 申請者が団体の場合は登記事項証明書（登記のされていない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票、構成員名簿）、個人にあつては、住民票

イ 申請者がどうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあつては、次の書類。当該販売先が団体の場合は

登記事項証明書（登記のされていない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票、構成員名簿）、個人にあつては、住民票

ウ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用実績数量又は販売実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式1）

エ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式2）

オ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用計画数量又は販売計画数量を記載した書類（別記様式3）

カ 単体飼料用丸粒とうもろこしの用途証明取扱要領の制定について（平成13年3月31日付け13生畜第1442号）に基づき、申請者が自己の負担において、自ら又は第三者委託によるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を適正に引渡し又は運送したことの証明を行う旨の誓約書（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあつては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

キ 下記の書類及び資料（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあつては、当該畜産経営者の書類及び資料）

(ア) 施設配置図

(イ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(ウ) 加工工程見取図

(エ) 原料タンク及び主要機械の概要（別記様式4）

ク 申請者又はオにおける別記様式3のとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の販売先畜産経営者が割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第

3条第2項に規定する共同利用施設に運送する場合（複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合を含む。）にあつては次の書類

- (ア) 当該施設の名称及び所在地を記載した書類
- (イ) 当該施設を設置した者の名称及び所在地を記載した書類
- (ウ) 当該施設を設置した者の登記事項証明書、定款、規約及び構成員名簿（登記のされていない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿）
- (エ) 当該施設が税関長の確認を受けている旨の書類

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書

(3) コーンフレーク用については、次の書類を添付すること。

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式5及び6）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式7）

ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式8及び9）

エ 下記の書類又は資料

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

- (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表（別記様式13）
 - (カ) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式5及び6）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式7）

ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式8及び9）

エ 下記の書類又は資料

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
 - (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収率（別記様式10、11及び12）
 - (カ) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）
- (5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてエ又はオの書類の内容に変更のないものは、エ又はオの書類の添付を必要としない。

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（粒飼用にあつては、販売。以下同じ。）実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式5及び6）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式7）

ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式8及び9）

エ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

オ 下記の書類又は資料（菓子用のみ）

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製品名

(エ) 工場工程見取図

(オ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(カ) 主要機械の機能別表（別記様式13）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従つて割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体にあつては、その構成員、申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあつては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

第6 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例（単体飼料用（丸粒）についてのみ）

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類（1の(1)のイ及び2を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

- 1 単体飼料用（丸粒）については、申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された使用実績数量又は販売実績数量、使用計画数量又は販売計画数量（畜産経営者ごとの購入希望数量の合計）等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。
- 3 コーンフレーク用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量
 - (2) 関税割当申請書を提出する日における製造能力

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。

5 その他用については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は販売）実績数量及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がとうもろこしの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第9 報告等

- 1 割当てを受けた者は、とうもろこし（単体飼料用（丸粒））の月別の使用実績又は販売実績報告書（別記様式14）を翌月の20日までに生産局長に報告するものとする。
- 2 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用のうちのその他菓子用に使用されるととうもろこしの割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を食料産業局長に報告するものとする。

第10 内示書の交付申請

エチルアルコール及び蒸留酒用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの制定について（事務運営指針）（平成21年6月26日付課酒1-22ほか5課共同）別冊第8章第7節の1 関税暫定措置法関係事務の定めるところにより、国税庁長官に行うものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書

類の提出部数は1通とする。

2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（省令第3条第2項）

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

なお、関税割当証明書を返納する際、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者（関税割当証明書システム管理終了結果情報（以下「証明書管理情報」という。）に記載の残存数量の全部又は一部を返納する者並びに割当てを受けた数量を全量通関した者）は、証明書管理情報の写しを添付するものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。